

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

横浜市障害児・者歯科保健医療実態調査等業務委託

2 履行期限

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

横浜市中区本町6-50-10 横浜市医療局地域医療課

4 業務目的

本市における障害児・者の歯科保健医療の現状と課題を把握し、今後の障害児・者歯科保健医療施策の推進にあたり基礎資料とするため、本委託業務を実施する。

5 業務概要

(1) 実態調査

ア 調査方法

調査対象等は次の表のとおりとし、6を除き横浜市内とする。また、標本調査の標本数、調査票の回収方法を提案書に記載すること。

なお、標本調査の標本数、調査票の回収方法の設定にあたっては、可能な限り郵送費用を抑制しつつ必要な精度を確保できるものとする。

	調査対象	対象数	調査方法	調査票	
				発送	回収
1	身体障害児・者（手帳交付者）	98,829人	標本調査	郵送	郵送又は Web
2	知的障害児・者（手帳交付者）	34,859人			
3	精神障害児・者（手帳交付者）	43,767人			
4	歯科診療所	2,119か所	全数調査		
5	歯科を有する病院	39か所			
6	政令指定都市の二次医療機関	25か所			
7	障害福祉サービス事業所	534か所			
8	障害者グループホーム	893か所			
9	障害児・者入所施設	41か所			
10	地域療育センター	9か所			

※障害者数は令和4年3月31日現在、その他は令和4年12月現在。

イ 調査内容の検討・設計

委託者と協力し、調査内容の設計を行う。なお、設計にあたっては次の項目を調査できるようにすること。

- (ア) 障害児・者の歯科保健医療の現状と課題
- (イ) 障害児・者の歯科医療受診動向
- (ウ) 歯科医療機関における障害児・者の診療状況

ウ 調査の実施

(ア) 調査票の作成

調査票の作成に必要なWebシステム、印刷用紙、返信用封筒、その他事務用品等は、受託者が用意する。調査に使用する発送用封筒については、委託者が用意する。なお、調査票の印刷方法については、委託者と協議することとし、印刷前には、委託者が校正確認を行う。

また、調査対象の宛名データは委託者が提供する。

(イ) 調査票の発送・回収・集計

調査票の発送・回収・集計に係る費用等は、受託者が負担する。ただし、調査票の発送・回収に係る郵送費用については、委託者が負担する。なお、入力済の調査票については、受託者が廃棄する。

(ウ) 調査に関する問合せ窓口の設置

「横浜市障害児・者歯科保健医療等実態調査事務局」として、調査に関する対応窓口を設置し、対応内容については記録し、委託者へ報告する。

エ 調査結果の分析

単純・クロス集計による調査結果の分析を行う。

(2) 二次医療機関の検討

障害児・者歯科医療において、集約された人員と設備を持つ二次医療機関を設置する場合に必要な機能と経費について、実態調査の結果を踏まえ複数検討する。

想定している検討項目は、設置場所、提供する歯科保健医療機能、開設日数・時間、設備、人員及び必要となる整備費及び運営費等。

(3) 調査結果報告書の作成

調査結果報告書の構成については、受託者が提案の上、委託者と協議する。

(4) 本市との打ち合わせ

ア 開催回数

月1～2回程度、調査の進捗状況に合わせて開催する。

イ 会議時間

1～2時間程度

ウ 開催場所

市庁舎及びその周辺、またはオンライン

6 スケジュール（予定）

5月～9月	調査内容の検討・設計
10月～11月	調査の実施
12月～2月	調査結果の分析・二次医療機関の検討・調査結果報告書の作成
3月	調査結果報告書の提出

7 成果物及び提出期限

成果物は次のとおりとし、電子データについては、原則Microsoft Office のいずれかの形式で作成されたもので、再加工できるものとする。

成果物	提出形式	納品期限
(1)年間スケジュール	電子データ	契約締結後2週間以内
(2)委託業務実施体制	電子データ	契約締結後2週間以内
(3)打合せ等の議事概要	電子データ	打合せ等の終了後5営業日以内
(4)調査結果報告書	電子データ	令和6年3月頃

8 その他

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、委託者と十分な打合せを行い、作業の円滑な進行を図ること。
進捗状況等については、委託者に随時報告をすること。
- (2) 受託者の業務実施体制について、契約締結後速やかに提示すること。
なお、病気等、不測の事態により担当者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、担当者と同等の能力及び資格を有する人員を配置すること。
- (3) 提出する成果物について、委託者の検査を受けること。修正を要すると委託者が指摘した場合は、迅速に対応し、再提出すること。なお、再提出物においても再び同様の検査を受けること。
- (4) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として委託者に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、委託者の承諾を必要とする。
- (5) 受託者は、本業務において知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定するものとする。